

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公表番号】特表2016-525965(P2016-525965A)

【公表日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-052

【出願番号】特願2016-517169(P2016-517169)

【国際特許分類】

<i>B 2 8 B</i>	1/00	(2006.01)
<i>E 0 4 C</i>	2/04	(2006.01)
<i>B 2 8 B</i>	1/087	(2006.01)
<i>B 2 8 B</i>	7/26	(2006.01)
<i>B 2 8 B</i>	23/04	(2006.01)

【F I】

<i>B 2 8 B</i>	1/00	Z
<i>E 0 4 C</i>	2/04	E
<i>B 2 8 B</i>	1/087	
<i>B 2 8 B</i>	7/26	Z
<i>B 2 8 B</i>	23/04	

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月22日(2017.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

i) 鋳造される下部コンクリートプレート(10)用の支持体を形成する第1金型(100, 1000)と隆起部分(14)の各1つに対応する内部形状を有する少くとも1つの第2金型(120, 1200)とを設け、

ii) 第1タイプのコンクリートを準備し、

iii) 前記少くとも1つの第2金型(120, 1200)を第1タイプのコンクリートで満たし、前記第1タイプのコンクリートを前記少くとも1つの第2金型(120, 1200)から前記第1金型(100, 1000)に放出して前記下部コンクリートプレート(10)を形成し、

iv) 前記第1金型(100, 1000)へ放出された前記第1タイプのコンクリートを少くとも部分的に硬化し、

v) 補強バー(R)を少くともいくつかの凹部(17, 29)に並べ、

vi) 第1タイプのコンクリートよりも強度が大きい高強度タイプのコンクリートを準備し、

vii) 前記高強度タイプのコンクリートを上面上に適用して上部コンクリートプレート(20)を鋳造することによって第3の金型として前記下部コンクリートプレート(10)を用いて前記平板状建築部材(E)を完成させる工程を備える、

上面と底面を有する下部コンクリートプレート(10)に固定される上部コンクリートプレート(20)を備え、前記上部コンクリートプレート(20)は前記上面に並べられた比較的高強度のコンクリートから鋳造され、前記下部コンクリートプレート(10)は低強度の第1タイプのコンクリートであり、前記下部コンクリートプレート(10)は、

複数の隆起部分（14）と一体的に連続した基材（11）を備え、前記隆起部分（14）は長さ（L）と幅（W）の方向に分離され、前記複数の隆起部分（14）はその間に網状の凹部（17，29）を形成し、少くともいくつかの前記凹部（17，29）は補強バー（R）を備え、前記隆起部分（4）と前記凹部は共に前記上面を形成する、長さ（L）、幅（W）および厚さを有する強化平板状の建築部材（E）を鋳造する方法。

【請求項2】

前記少くとも1つの第2金型（120，1200）を、前に放出されたコンクリートに対して隣接する位置に連続的に移動させる間、工程iii）をくり返すことを含む請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記工程iii）は、前記少くとも1つの第2金型（120，1200）を、前記第1金型（100，1000）に対して離れる又は近づく方向へ連続的に昇降させることを含む請求項1又は2記載の方法。

【請求項4】

前記工程iii）の前に、前記第1金型（100，1000）は、前記第1タイプのコンクリートの層で満たされ、前記基材（11）を形成する請求項1～3のいずれか1つに記載の方法。

【請求項5】

前記工程iii）は、前記少くとも1つの第2金型（120，1200）の中で、前記第1タイプのコンクリートによって前記下部プレート（10）を形成するために、前記第1金型（100，1000）内に前に放出された第1タイプのコンクリートを接着する間、前記第1タイプのコンクリートを圧縮して振動させることを含む請求項1～4のいずれか1つに記載の方法。

【請求項6】

前記少くとも1つの第2金型（120，1200）は、前記放出の間、前記第1金型（100，1000）の上に、間隙（110，1100）を有して配列される請求項1～5のいずれか1つに記載の方法。

【請求項7】

前記工程iii）の前に、前記第1金型（100，1000）が、モルタル、グラスファイバーウェブ、又は塗料のようなセメント質の材料の層によって覆われて前記底面を覆うように構成されたカバー層を形成し、前記少くとも1つの第2金型（120，1200）が前記の放出時に前記材料の層の上に、前記工程iii）において前記間隙（110，1100）を有して配置される請求項1～6のいずれか1つに記載の方法。

【請求項8】

前記第1金型（100，1000）は、前記部材（E）の全鋳造工程の間に支持体を形成する請求項1～7のいずれか1つに記載の方法。

【請求項9】

a) 鋳造される前記下部コンクリートプレート（10）用の支持体を形成する第1金型（100，1000）と、

b) 前記隆起部分（14）の各1つに対応する内部形状を有し、かつ、底部に開口を有して前記フレームに対して垂直に移動可能な少くとも1つの第2金型（120，1200）と、

c) 第1金型の長さに沿って移動可能で複数の第2金型（120，1200）を支持するフレーム（F）と、

d) 前記第2金型（120，1200）へコンクリートを与える計量装置（2000，2000）、および

e) 第2金型を振動させる振動装置（V）を備え、請求項1～8のいずれか1つに記載の方法を実行する装置。

【請求項10】

第1タイプのコンクリートを各第2金型（1200）に対応する計量装置（2000）

に分配するホッパー(H)を備え、前記計量装置(2000)は前記第1金型(1000)の長さに沿って前記第2金型(1200)に対して移動可能である請求項9記載の装置。

【請求項11】

前記第2金型(1200)へ頂部開口を介して下降するように構成された圧力ヘッド(185, 1850)を備え、前記圧力ヘッドは、前記隆起部分(14)の頂上面(15)に対応する形状を有する請求項9又は10記載の装置。

【請求項12】

閉鎖部材が、前記第2金型(1200)から離れるように動く計量装置(2000)への第1タイプのコンクリートの放出を防止するように設けられる請求項9記載の装置。

【請求項13】

両端の間に張られたワイヤに張力を予め生成するために第1金型(1000)の各端部に配置された引張装置を備える請求項9~12のいずれか1つに記載の装置。

【請求項14】

上面と底面を有する下部コンクリートプレート(10)に結合された上部コンクリートプレート(20)を備え、前記上部コンクリートプレート(20)は前記上面に並べられた比較的高強度のコンクリートから鋳造され、前記下部コンクリートプレート(10)は複数の隆起部分(14)に一体的につながる基材(11)を備え、前記各隆起部分(14)は長さ(L)と幅(W)の方向に分離され、前記複数の隆起部分(14)はそれらの間に網状の凹部(17, 29)を形成し、少くともいくつかの凹部(17, 29)は補強バー(R)を備え、前記隆起部分(4)と前記凹部(17, 29)は共に前記上面を形成する、長さ(L)、幅(W)および厚さを有する強化平板状の建築部材(E)。

【請求項15】

前記下部コンクリートプレート(10)は、開放気泡多孔質構造を有し、前記上面は、前記開放気泡多孔質構造を有する前記比較的高強度コンクリート間の接着によって前記結合を与える請求項14記載の建築部材。